

振動規制法に規定する特定施設

| 特定施設の種類 | | 規模 |
|-----------------------------------|-----------------|--|
| 1. 金属加工機械 | イ 液圧プレス | 矯正プレスを除く。 |
| | ロ 機械プレス | |
| | ハ セン断機 | 原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。 |
| | ニ 鍛造機 | |
| | ホ ワイヤフォーマリングマシン | 原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。 |
| 2. 圧縮機 | | 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。 |
| 3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 | | 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。 |
| 4. 織機 | | 原動機を用いるものに限る。 |
| 5. コンクリートブロックマシン | | 原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。 |
| ----- コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 | | 原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。 |
| 6. 木材加工機械 | イ ドラムバーカー | |
| | ロ チッパー | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。 |
| 7. 印刷機械 | | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。 |
| 8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 | | カレンダーロール機以外のもの で原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。 |
| 10. 合成樹脂射出成形機 | | |
| 11. 鋳造型機 | | ジョルト式のものに限る。 |